

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

茨城県立多賀高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する貸与奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、校内に設置する奨学金推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）に諮った上で、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。ただし、社会的養護を必要とする生徒等については、機構が示す推薦枠に関わらず推薦することができる。

（１）人物について

以下の①②③に全てに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ②校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（２）学力及び資質について

学力および資質については、以下の①、②、③のいずれかに該当すること

- ① 第２学年までの調査書における評定段階が「A」に該当すること
- ② 第２学年までの調査書における評定段階が概ね「B」に該当し、ア～ウのいずれかに該当すること。

ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

- ③ 社会的養護を必要とされる生徒等（注１）であり、ア、イいずれかに該当すること

ア：第２学年までの調査における評定段階が概ね「B」に該当すること

イ：上記に準じる学習成績を収め、進学先での学修に対する意欲が認められること

なお、既卒者の評定は、（２）の規定にかかわらず、卒業時の評定とする

（３）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかも考慮する。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が０円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下の施設等（注２）に入所していること（生徒等が１８歳時点で入所等していた（又はし

ていることが見込まれる) こと)

(注) 社会的養護を必要とする生徒等(注1)とは、申込時に以下の施設等(注2)に入所等している(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる))生徒等をいう。

- ① 児童養護施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する施設)
- ② 児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)
- ③ 児童自立支援施設(同法第44条に規定する施設)
- ④ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を営む者(同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者)
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を営む者(同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者)
- ⑥ 里親(同法第6条の4に規定する者)